

繼累代御家人遺跡者也、雖不被下綸旨、加治罰給、有何事哉、就中群參軍士、費數日之條、還而人之煩也、早可令發向給者、申狀頗御感、

〔東海一休和尚年譜〕上、應永十七年庚寅、清叟每應西宮夫人之請、說戒、拉師與往、路過神泉苑、小蛇出、俟、叟下授安陀衣、爲唱戒法、則作馴伏狀、率以爲常、一日師竊袖啣石塊、俟、蜿蜒便打殺、叟大美師曰、俊哉、此舉、衲子手段、舉措脫空、政若斯爲、宜政若斯、

〔武野燭談〕本多作左衛門人煮釜碎去之事

東照宮濱松御城に御座の時、御討入御歸陣の節、阿部川原に、人を煮釜あり、是を御覽有て、此釜濱松可遣由奉行に被仰付けけるゆへに、彼人承り、濱松へ持せ送る道にて、本多作左衛門是を見て、子細を問に、まかの由被仰付けける由答ければ、則人足に申付て打碎捨にけり、扱奉行承ける人に申けるは、濱松へ參り、可申は、天下をも望可有人の、人を釜にて殺すべき罪を犯すやうに、仕置をするにて候哉、作左衛門が申て、釜をば打碎かせたりと、具に可申上、一言も残したらば、後悪かるべしと、下知しける程に、奉行しける人、有の儘に申上ければ、東照宮殊に御赤面、頓て作左衛門を召、御誤り被遊たり、

〔常山紀談〕十一、東照宮、柳生又右衛門は、石田が士大將島左近と、同國のよしみにて懇なりと聞召れ、左近方へ行て物語して、彼はいかにいふらん聞て來れと仰有しかば、柳生左近に逢て、世間の物がたりし、いかに成るべき事ならむといひければ、左近聞て、今松永、明智二人の智謀決斷ある人なければ、何事か有るべきと、打笑ひけり、此子細は、或時石田密謀に及びけるに、左近豊臣家の爲を存せんに、斯あらで止べきや、されども爰に存る旨あり、大事を企るには、我志す處を無二無三に決斷して、少しも猶豫有るべからず、まかるに去年より度々仕課すべき圖を、空しくはづし給ふ事多し、既に時を失ひぬ、能々世のありさまを見るに、石田の家を惡む人々、大かた徳川殿に